資料4

駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内の誘導表示の設置に関する検討について

令和６年１月３０日（火）

国土交通省鉄道局

【背景】構内踏切内の誘導表示の設置に関する検討

国土交通省

● 一昨年４月、奈良県内において視覚に障害のある方が踏切内で列車に接触してお亡くなりになる事故を受け、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を同年６月に改定し、踏切道での安全対策が盛り込まれる。

● 昨年９月～１０月に踏切道での視覚障害者誘導方法に関する実験を実施するとともに、視覚障害者団体、学識経験者等で構成する「踏切道等における視覚障害者誘導対策ＷＧ」等でのご議論を踏まえ、**「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定**（令和６年１月）。

＜主な改定内容＞

０．基本的考え方として、**道路管理者と鉄道事業者の連携が重要であり、バリアフリー対策の整備、維持管理の体制等について、あらかじめ関係者間で十分に協議することが必要である点を明記**

１．**踏切道内へ踏切道内誘導表示を設けることを標準的な整備内容に位置づけ**

２．**踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定**

３．歩行者通行空間の確保及び路面等の整備を望ましい整備内容に位置づけ

４．実証実験結果の紹介

５．歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策等をコラムに記載

● 「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定を受け、**駅等における旅客用通路上の踏切（構内踏切）内**についても、誘導表示の設置方法等について検討することが必要（※）

※「踏切道等における視覚障害者誘導対策ＷＧ」において、『無人駅にある旅客用構内通路（構内踏切）は視覚障害者にとって不安で利用できないため、踏切道内誘導表示を今回の結果を参考に今後検討して欲しい』旨委員からご発言あり。

近畿日本鉄道　橿原線　視覚障害者踏切事故　概要

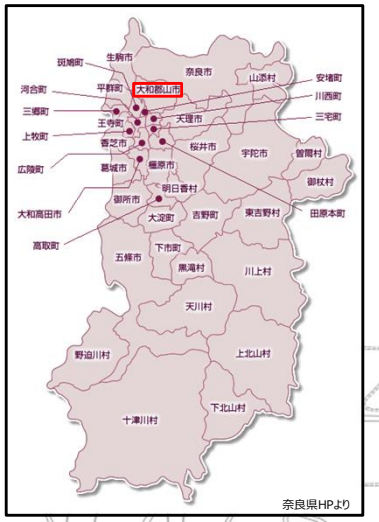

発 生 日 時　令和4年4月25日（月）18時11分頃（晴れ）

場　　所　郡山第2号踏切道（近鉄郡山駅～筒井駅間）

死 傷 者　死亡1名

原　　因　警察が現在調査中

道路管理者・路線名　大和郡山市・市道220 柳町丸山線　※特定道路外

鉄道事業者・路線名　近畿日本鉄道株式会社・橿原線

踏 切 道　幅員：4.0m（踏切内・前後道路に歩道なし）、延長：8.3m

警報機、遮断機、踏切支障報知装置、障害物検知装置　あり

踏切法大臣指定：なし、カルテ踏切：該当なし

写真①

写真②

写真提供：近畿運輸局（令和4年4月26日　撮影）

大和郡山踏切事故概要

国土交通省

写真①

写真②

事故発生までの動き

①西側から踏切内に立ち入り

②警報機が作動し、その場（踏切内）に立ち止まる

③進行してきた側に引き返す

- 踏切の存在を認識できていなかった
- 踏切の中にいることを認識できていなかった
- 閉じ込められた場合の対処方法がわからなかった

踏切事故防止のために求められる機能等

国土交通省

踏切事故防止に向けた課題

①踏切の存在を認識できない
②踏切の中にいることを認識できない
③線路側・車道側に逸脱する
④閉じ込められた場合の対処方法が分からない

踏切事故対策に求められる機能

①踏切が存在することを認識できる　（認識性）
②踏切の中にいることを識別できる（歩道と誤認しない）（識別性）
③線路・車道に逸脱せずに踏切を通行できる　（直進性）
④踏切道内に取り残された場合に正しく対処できる　（対処性）

求められる対策（案）

①、②、③ ➡ 歩道と踏切の境界部の構造（誘導ブロックの設置方法）の検討
踏切道内の誘導表示の構造、路面の材質の検討
④ ➡ 踏切道内に取り残された場合の対応方法の周知　等

- ①、②、③について、これまで整備された事例等を基に、歩道と踏切の境界部の構造や、踏切道内の誘導表示の構造等の対策候補案を複数作成し、**評価実験を実施**
- 「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」等へ反映

「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の主な改定概要

令和5年9・10月に実施した踏切道上の実証実験を踏まえ、踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法や構造を規定する等、道路の移動等円滑化ガイドラインの改定を行う。

現行のガイドラインでの記載内容概要

第7章② 視覚障害者誘導用ブロック

➢ **踏切道での視覚障害者の誘導について整備内容を規定**

・踏切道内には、「表面に凹凸のついた誘導表示等」（歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式とする）を設けることが望ましい。
（望ましい整備内容）

➢ **誘導用ブロック等の設置図や事例を掲載**

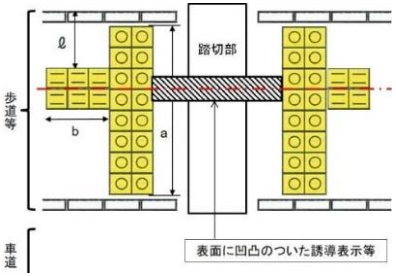

対策事例

・「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造は別途検討する。

第1章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

➢ **コラム**

・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介

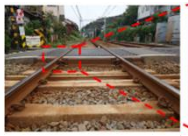

レールフランジの緩衝材

ブロックによる歩車道分離

標準的な整備内容へ

標準的な整備内容へ

章の移動

改定したガイドラインでの記載内容概要

第7章⑥ 踏切道 （項目を新設し、踏切道関係の記載を集約）

➢ **踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造を規定**

【視覚障害者誘導用ブロック・踏切道内誘導表示の設置】

・踏切道内には、踏切道内誘導表示を設ける。
（標準的な整備内容）

・踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の標準的な設置方法及び構造を規定。（右図参照）

※歩道等が無い又は有効幅員が狭い場合の踏切道での対策についてもコラムへ掲載。

【歩行者通行空間の確保及び路面等】

・視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面はゴムチップ舗装とすることが望ましい。
・踏切道内のカラー舗装及び車道外側線の設置等が望ましい。
・車両への注意喚起看板等の設置が望ましい。
（望ましい整備内容）

ゴムチップ舗装

カラー舗装

踏切道内の車道外側線

注意喚起看板

【実験結果概要】

・令和5年9月21日、10月3-5,12日に実施した評価実験を紹介

➢ **コラム**

・音に関する実証実験結果の紹介
・踏切道におけるバリアフリー対策の事例紹介 等

【標準的な設置方法及び構造】

①標準的な設置方法等

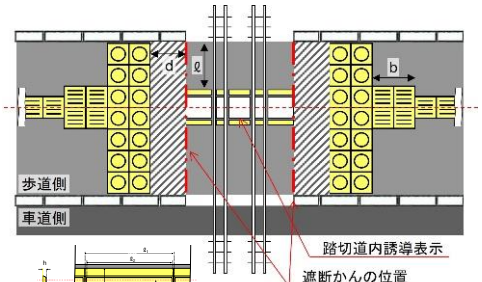

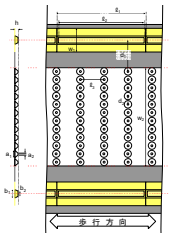

踏切内誘導表示の構造

整備イメージ

②幅員が狭い場合の標準的な設置方法等

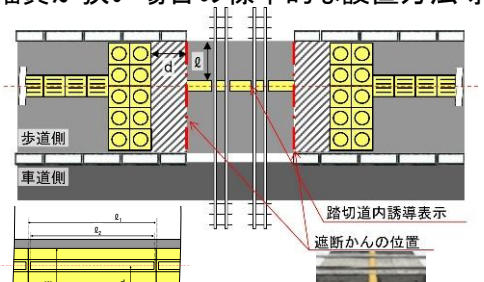

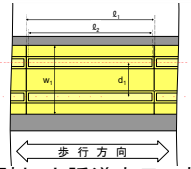

踏切内誘導表示の構造

整備イメージ

視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示の設置

踏切道内には、踏切道内誘導表示を設けることを標準とする。踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置方法及び構造について①を標準、歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い踏切道では（車椅子使用者が踏切道内誘導表示を回避困難な場合）②を標準とする。

①標準的な設置方法等

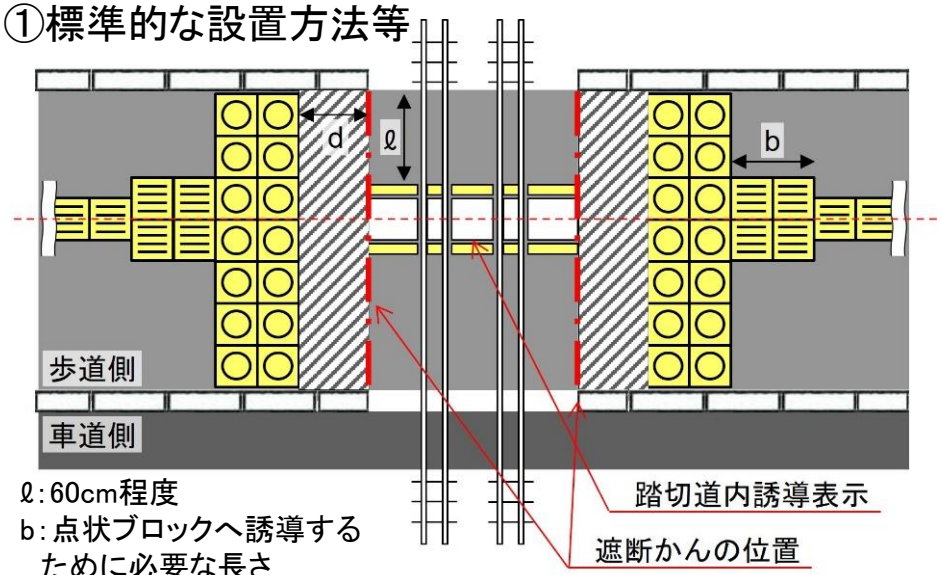

ℓ：60cm程度
b：点状ブロックへ誘導するために必要な長さ
d：50cm程度

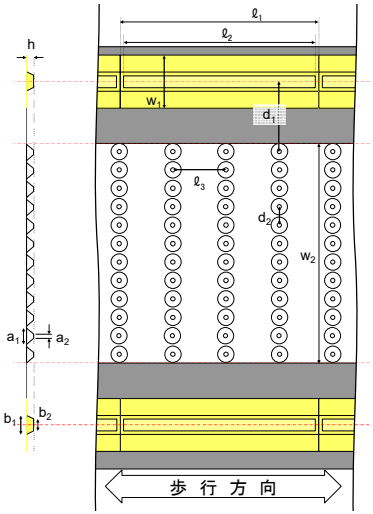

踏切内誘導表示の構造

記号	項目	寸法(mm)
w_1	着色範囲（黄色）	75
W_2	着色範囲（白）	320
d_1	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
h	突起の高さ	5

整備イメージ

②歩道等又は自転車歩行者専用道路等の幅員が狭い場合の標準的な設置方法等

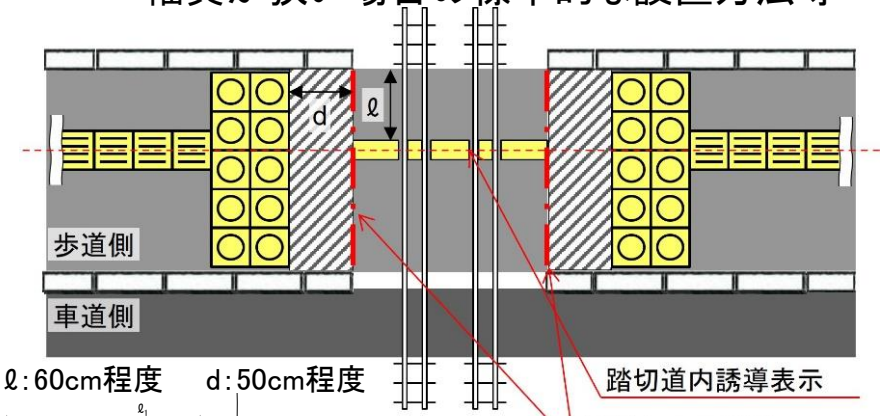

ℓ：60cm程度　d：50cm程度

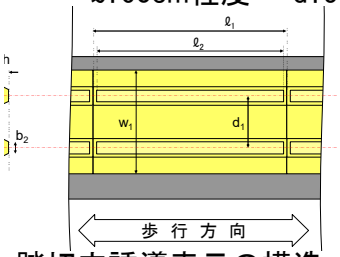

踏切内誘導表示の構造

記号	項目	寸法(mm)
W_1	着色範囲（黄色）	150以上
d_1	線状突起の中心間距離	75
h	突起の高さ	5

整備イメージ

【設置にあたっての注意点概要（①②共通）】

- 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の単路部から連続的に線状ブロックを設置し、踏切道手前部の点状ブロックへ適切に誘導する
- 点状ブロックは歩道等又は自転車歩行者専用道路等の全幅に設置する
- 線状ブロックと踏切道内誘導表示の中心線が直線的に一致するよう設置する
- 踏切内誘導表示と点状ブロックの間は50cm程度の離隔をとる
- 踏切内誘導表示は建築限界を確認の上設置する

歩行者通行空間の確保及び路面等

踏切道前後及び踏切道内の歩行者通行空間を確保するために、路面等への望ましい整備内容について規定する。

（ガイドライン記載案概要）

・踏切道手前部の視覚障害者誘導用ブロックと遮断かんの間の路面は、ゴムチップ舗装とすることが望ましい。ゴムチップ舗装の色彩は黒を標準とする。

・歩行者が通行する場所へのカラー舗装（緑を標準）及び車道外側線の設置を行うことが望ましい。

・歩行者が通る場所の幅員が狭小な場合など、看板等を設置することで車両に対し注意喚起を行うことが望ましい。

➢車道外側線を設置した事例

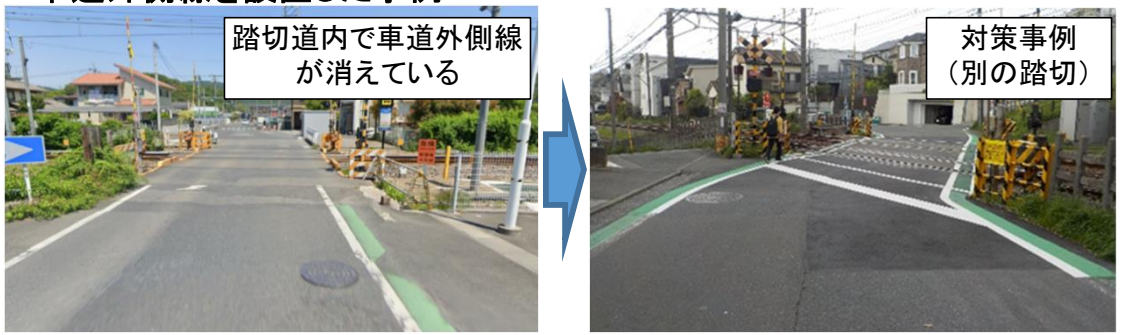

➢カラー舗装を導入した事例

➢注意喚起看板等の設置イメージ

➢評価実験で実施したゴムチップ舗装

その他、踏切道内誘導表示の施工方法・視覚障害者誘導用踏切道内誘導表示設置以外の対策事例について、コラムにて紹介

【想定される論点】構内踏切内の誘導表示の設置に関する検討

国土交通省

＜構内踏切の特性＞

- 遮断かんの有無、警報機の有無等の**保安設備の設置状況が様々**
- 構内踏切に続く階段・スロープの向き・位置等の構内踏切の**前後の経路の動線・構造が様々**
- 構内踏切前後の誘導ブロックの設置状況が様々（構内踏切は地方部閑散路線の駅等に設置されている場合が多いことが想定され、バリアフリー設備の設置が進んでいない可能性がある）
- **構内踏切内の床面の素材が様々**

床面が木製

構内踏切前後の構造が異なる
（片側はスロープ）

構内踏切の直前まで階段、幅が狭い

＜想定される論点＞

- 構内踏切は様々な構造がある中で、**安全性を担保した上で、一定の設置方法を示すことができるか**。（踏切道と同様の構造として問題ないか）